

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成26年第7回定例会)

- 1 期 日 平成26年7月23日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員
- |  |       |         |
|--|-------|---------|
|  | 委 員 長 | 原 田 孝   |
|  | 委 員   | 貞 廣 齋 子 |
|  | 委 員   | 梓 澤 キヨ子 |
|  | 委 員   | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 辻   | 利 信 |
| 生涯学習部長        | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事       | 市 瀬 | 秀 光 |
| 学校教育部参事       | 早 瀬 | 登美雄 |
| 生涯学習部参事       | 結 城 | 修 一 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長       | 田久保 | 正 彦 |
| 生涯学習部次長       | 櫻 井 | 健 之 |
| 学校教育部副参事      | 小 熊 | 隆   |
| 学校教育部副参事      | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部副参事      | 鈴 木 | 博   |
| 教育総務課長        | 小野寺 | 良 夫 |
| 指導課長          | 小 宮 | 健   |
| 総合教育センター所長    | 山 下 | 良 之 |
| 社会教育課長        | 上 野 | 久   |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長         | 浅野目 | 俊 紀 |
| 青少年センター所長     | 佐久間 | 繁 美 |
| 菊田公民館長        | 佐々木 | とも代 |
| 鹿野山少年自然の家所長   | 地 引 | 等   |
| 学校教育部主幹       | 藤 木 | 義 久 |
| 学校教育部主幹       | 島 本 | 博 幸 |
| 学校教育部主幹       | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹       | 竹 田 | 佳 司 |
| 学校教育部主幹       | 小 平 | 修   |
| 学校教育部主幹       | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部主幹       | 佐久間 | 心 之 |

#### 4 会議内容

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

原田委員長が

議案第41号習志野市放課後児童健全育成事業条例の制定について、を取り下げることに  
ついて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第38号及び第39号並びに報告事項(7)及び  
(8)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が、

議案第38号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提案された後に  
公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全  
員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成26年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### **議案第40号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の制定に係る意見聴取について** (学校教育課)

竹田学校教育部主幹

本議案は、平成26年習志野市議会第3回定例会に市長が提出する、習志野市特定教育・  
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、教育  
委員会の意見を求めるものである。

条例案では、政省令において明記されている条文は改めて明記することはせず、本市独  
自の基準をわかりやすく明記する方式を取っている。つまり、本市の条文に記載があるの  
は、内閣府令と異なる本市独自の基準ということである。なお、運営基準の全体像として  
は、前回6月25日の教育委員会会議において示した内容から変更はない。

第1章第1条(趣旨)においては、この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項  
及び第46条第2項の規定に基づき、条例に委任された基準を定めるものとする、となっ  
ているが、この法第34条第2項及び第46条第2項は、それぞれ特定教育・保育施設の  
設置者及び特定地域型保育事業者について、市の条例で定める運営基準に従い、サービ  
スを提供しなければならないとされている。

第2条(運営に関する基準の原則)としては、第2章及び第3章に定めるもののほか、  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を基準とする、というも

のである。つまり、国の基準のほかは第2章、第3章で定めているということである。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準であるが、まず、第3条は「緊急時等の対応」について、国の基準では、府令第18条として、緊急時、必要な場合は速やかに保護者または医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとなっているが、本市では、速やかに保護者または医療機関への連絡を行うとともに、必要に応じて、市に当該事実及び講じた措置について報告しなければならない、と定めた。

第4条「運営規定」では、国は府令第20条として、11項目の規定を定めているが、本市は、暴力団排除条例に関する事項を追加した。

第5条「事故発生の防止及び発生時の対応」では、国は府令第32条第3項として、事故に際して採った処置について、記録するとしているが、本市は、記録に加え、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告しなければならない、と定めた。

第6条「記録の整備」では、国は府令第34条第2項において、記録の整備及び保存期間について定めているが、本市は規則に委ねることとした。

第3章は、特定地域型保育事業者の運営に関する基準であるが、第7条から第10条まで、それぞれの条文において、第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準と同様に本市の基準を定めている。

第4章「雑則」では、必要な事項は規則に委任することを定めた。また、附則の2点目には、「連携施設に関する経過措置」として、府令附則第5条には5年間の経過措置が定められているが、本市では経過措置を設けず、連携施設を確保するものとした。

以上が条例案の説明である。また、6月27日から7月17日までパブリックコメントを実施したが、本基準に対するご意見はなかった。今後のスケジュールについて、本条例案は、本日の教育委員会会議及び、翌日の子ども・子育て会議での議論を経て、8月11日の庁議で最終案を決定し、9月議会に上程する予定である、と概要を説明

梓澤委員

市民や現場の職員にとって分かりやすいシステムを作るのは難しいことだと思うが、そういう認識はあるか、と質問

竹田学校教育部主幹

この基準のみに関わらず、子ども・子育て支援新制度が来年から施行されることは、大きな方向転換であり、幼稚園やこども園を取り巻く環境がかなり大きく変わると考えている。この基準を含め、9月議会の議決を経たら速やかに規則や実施要項等を定め、事務を進めていきたい。秋からは来年度の募集が始まるので、保護者の方々を対象に、新制度について丁寧に説明し、安心して子どもたちを預けていただけるような体制を構築していきたい、と回答

梓澤委員

手続きにかかる事務量や組織の変更など多々あると思うが、市民にも職員にも分かりやすいものになるようお願いしたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
(教育総務課)

藤木学校教育部主幹

平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書の案がまとまった。本報告書は、大きく分けて3つの内容から構成されている。

1点目は、教育委員会の活動及び運営状況についてであり、教育委員会会議の開催状況や審議状況等について記載している。

2点目は、平成25年度習志野市教育行政方針の評価結果についてであり、行政方針に定める14施策に基づく具体的な施策及び事業ごとに、「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」を記載している。また、14の施策ごとに第三者評価を加味して行った、総合的評価についても記載をしている。

3点目は、継続する課題の再評価・再々評価についてであり、平成25年度の報告書において「今後の課題と方向性」に記載した事項に対する、平成25年度までの対応状況の評価と、平成24年度の報告書で「今度の課題と方向性」として示された課題に対する、平成25年度報告書における評価の再々評価をしている、と概要を説明

貞廣委員

点検や評価をするのにもコストがかかるので、メリハリをつけ、やらなくてもいい部分については簡略化していくべきであると考えている。全事業について毎年点検・評価をしなければならないのか、例えば、3年間の継続事業なら、1、2年目は浅く完成年度に重点的に評価するのはいかがか、と質問

藤木学校教育部主幹

法令等に基づき、来年度から簡略化できるところはしていきたい、と回答

貞廣委員

国の政策評価では、複数年度にわたる事業では完成年度でのみ評価することや、重点事業以外の事業の評価は簡略化することなどが、簡略化の手法として挙げられる。プロセスの評価も大事ではあるが、完成年度での評価のみにするなど、あまり深入りしなくとも良いのではないかと発言

梓澤委員

難しく、分かりづらい部分が多いので、市民にも分かりやすい方法も考えてほしい。抜粋版や概要版でもいいので、習志野市の教育が主に何を反省し、次年度に何を目指しているのかが、誰が見ても分かるような資料を作る予定はないか、と質問

藤木学校教育部主幹

第三者評価でも専門用語が多いというような指摘があったので、専門用語はなるべく使わないよう配慮はしたが、それでも分かりづらいと思われる表現については、今年度も昨年度と同様に「言葉の説明集」としてまとめる予定である、と回答

貞廣委員

国の評価は概要版である。完成年度の事業の中から注目度の高い施策を、達成度の高い事業と課題の残る事業からバランスよく抜粋した概要版を作り、概要版では、写真やグラフを用いて、目で見て分かりやすいような工夫をすることで、市民が見る機会も増えるのではないかと発言

藤木主幹

検討していきたい。

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年8月27日（水）午後3時に決定された。

#### 報告事項（1）平成26年習志野市議会第2回定例会一般質問について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問は、平成26年6月10日から17日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、13名の議員から29件あったことについて報告する。

学校教育分野に関わるものでは、複数の議員より、学校施設整備として、室内及び室外の暑さ対策、エアコンの設置や学校トイレの改善についての質問が、また、学校のいじめ防止に関する質問があった。このほか、谷津南小学校の通学バス運行に伴う条件整備についてなど、一般質問がなされた。生涯学習の分野に関わるものでは、学童保育に関する質問が複数の議員より、このほか、習志野市読書活動推進計画や公民館への指定管理者導入の件についての一般質問がなされた。

本日は、主なものを取り上げ、青少年課より「学童保育について」、教育総務課より、「谷津南小学校の通学バス運行に伴う条件整備について」、社会教育課より「公民館への指定管理者導入について」を報告する。

浅野目青少年課長

子ども子育て関連3法改正に伴う学童保育について、子ども子育て関連3法の成立、児童福祉法の一部改正を受け、放課後児童健全育成事業の対象児童についての、本市の方針として、従前どおり、小学3年生までと特別な支援を要する児童にあっては「全入制」を維持し、小学4年生以上については、新たに利用定員を設ける中で、定員枠に余裕がある放課後児童会から順次受け入れる方針とする旨を答弁した。加えて、対象児童が拡大となることから、利用ニーズを的確に把握する中で、提供体制の確保に努め、児童の安心・安全な放課後児童会の運営を実施する旨を答弁した、と概要を説明

小野寺教育総務課長

谷津南小学校の通学バス運行に伴う条件整備として、（1）バスルート、（2）バス乗降

場所、(3) バス車内の安全、(4) 通学バス導入事例の視察結果、(5) 放課後児童会の対応についての質問であった。

(1) バスルートについて、教育委員会事務局では、マンション建設予定地から谷津南小学校までを、朝7時から8時までの時間帯について、バス運行速度を想定した中で走行して、走行時間や道路の混雑状況を検証したこと。検証したルートは、①谷津干潟に向かう既存のバス路線、②まろにえ通りから津田沼高校の脇を通行し、谷津南小学校へ向かうルートの2つであったこと。このほか、実際にバスを運行している事業者より、専門的な観点から御意見等をいただいているところである旨を答弁した。

(2) バス乗降場所について及び(3) バス車内の安全について、谷津南小学校敷地内に乗降場所を設けることの提案は、付近の道路形状や信号機に近接するなどの課題も考えられることから、関係機関の意見を踏まえて検討していくこと。また、バス車内における児童の安全確保を目的とした乗務員配置は、児童の乗車中の体調不良や不用意な窓の開閉、防災対応など不測の事態を想定した中で必要があるものと認識しており、今後の検討課題として捉えている旨を答弁した。

(4) 通学バス導入事例の視察結果について、船橋市における2つの事例として、東武野田線新船橋駅前の開発に伴うマンション事業者による運行バスと船橋市が実施している小学校の通学バスの状況について答弁した。その内容については、前回の教育委員会会議の場でも御紹介させていただいたが、それぞれ「バスの形態」、「時刻設定の状況」、「乗降場所」、「安全確保を目的とした乗務員の配置の有無」などについて、確認してきたものである旨を答弁した。

(5) 放課後児童会の対応について、放課後児童会の入会希望者を把握する中で、今後の放課後児童会の施設整備は、現施設のほか、小学校の余裕教室の状況も踏まえて検討していくこととする旨を答弁した。

これらの答弁に加え、今後、教育委員会では、谷津南小学校へ通学バスを配車すること、谷津南児童会の対応は、引き続き、先進自治体の状況把握を行うとともに、関係機関との協議を重ねながら、国の動向や法令面も検証する中で、条件整備等を図っていくこととする旨を答弁した、と概要を説明

上野社会教育課長

習志野市議会第2回定例会に議案として、「習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を提案した。公民館への指定管理者制度の導入の経緯、予想される効果、今後のスケジュールについての質問であった。社会教育法に定められた教育機関であるということを堅持しつつ、民間活力をもって公民館事業の活性化を図るという旨を答弁した、と概要を説明

貞廣委員

土曜授業についての一般質問に対し、「まずは土曜授業について研究していく」と答弁しているが、土曜授業についての研究とはどのようなものをイメージしているのか、また、その研究はスタートしているのか、と質問

小宮指導課長

現在は、新聞報道等から土曜授業についての情報を集めている段階である。土曜授業や活動を実践している他自治体や学校の取り組みについて調べていき、本市の子どもたちに

とって、ふさわしいスタイルを探していきたい。習志野市としても、十数年前から、土曜日をどのように使うかについて、地域の方々や学校と連携して現在のスタイルを作り上げてきた。特に社会教育の面では、子どもたちも、非常に地域や保護者の方々のお世話になってきており、かなり定着したスタイルになってきている。この状態でまだ不足している部分はあるか、メリット・デメリットは何か、などを他市の取り組み等と比較しながら、教育委員会としての方向性を定め、必要な時期が来たら、職員、子ども、保護者、地域の方々、それぞれの立場から意見を集めていく、と回答

原田委員長

指導内容が増えたが、そのことによって学校現場から授業時数が足りないという声はないか、と質問

小宮指導課長

指導要領が新しくなってから特別そういった声が増えたということはない。通常の教育課程を全うすることはできていると認識している。だが、個別に指導しなければならない児童・生徒のための時間がどこかに欲しいという声があるので、夏休みや放課後等に保護者の了解を得て、フォローする時間を取っている学校もある、と回答

辻学校教育部長

学校から年度初めに教育課程を、年度末に授業時数等の実施状況を、報告していただいているが、学習指導要領の内容は概ね実施されていると捉えている。遅れ気味の児童・生徒を夏休みに呼ぶなどの工夫はしていると認識している、と回答

貞廣委員

学校からの要望として、土曜日に授業を行うことで、かえって余裕ができるという理由で土曜授業が実施されている地域もある。また、例えば社会教育活動と学校教育課程とを組み合わせることで、非常に特色のある課題解決学習を推進することができることも考えられるので、更なるグレードアップを目指してほしい、と発言

辻学校教育部長

土曜日ならではの体験活動にはどのようなものがあり、どのように実施されているのか、またどのような効果があるのか、地域の方々の協力はどのようなになっているのか等を研究していきたいと考えている。仮に、本市でも土曜授業を実施する場合には、教科の指導より、体験的活動を重視する方針で研究していく。教育委員会事務局としても、一段上の教育を目指していくつもりである、と回答

植松教育長

土曜日に授業をしないと決まった時の基本の姿勢は、「子どもは家庭や地域に戻す」、「子どもへの指導の一義は家庭だ」というものである。土曜授業の廃止と併せた大きな変化として、国の政策としても、ハッピーマンデーや高速道路料金の一律千円、学校の二学期制など、子どもたちが家族と過ごしやすような政策が取られている。また、小学校での夏休みの登校日の廃止や部活の廃止など、家庭に戻す動きが取られている。子どもを家庭に戻す動きが定着してきたところで、学力が低下してきているから土曜日に授業をやるよう

にという、今までの動きと真逆の動きが強まってきたため、こういった部分の整理もしつかりとしないと、教育委員会、学校、地域、保護者の連携をとることが非常に難しいだろう。土曜授業については今後の大きな教育課題である。教育現場では、土曜日は隔週休みの方が良いという声が多い一方で、土曜日が全休となってしまったので、その点についてもどちらが良いのかを検証し、何を目標とするかを定めなければ、土曜日に授業を実施するとしても、うまく戻せないだろう。土曜日をどう使うかは地域の実情によって異なると思うので、その視点でも土曜授業について研究していく、と発言

原田委員長

学校評価において、保護者が学校に望む役割として、「学習時間の確保」は圧倒的に多いというのも事実である。そのことも踏まえた上で、本市にふさわしい土曜日の在り方について検討してほしい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

## 報告事項（２）「学校いじめ防止基本方針」のまとめについて （指導課）

小宮指導課長

学校いじめ基本方針は、国の「いじめ防止対策推進法」、県の「いじめ防止対策推進条例」の定めに従い、市内の各小中学校・高等学校が作成をしたものを、４月以降、その内容について、各学校と教育委員会指導課とで点検・見直しを図り、各学校のいじめ防止基本方針の内容に不備等がないように点検を終えた。

いじめ防止対策組織の構成メンバーについて、全ての市立小中学校・高等学校で、学校職員以外の方をメンバーとして依頼し、メンバーに加えもらった。

基本方針に盛り込むべき事項は、大きく分けて、（１）基本理念、（２）組織、（３）未然防止、（４）早期発見、（５）相談・通報、（６）認知した時の対応、（７）指導、（８）重大事案、（９）公表・点検・評価 の９つである。現在、全ての学校に、方針に盛り込むべき全ての内容を入れてもらった。

いじめ未然防止のための児童生徒の自主的な活動が入っているかどうかについて、活動の内容は様々であるが、全ての学校で、児童生徒が自分達の手で、いじめを防止して行こうとする主体的な活動を構成しようとしている。このことは、このいじめ防止対策が全て教師主導で進むのではなく、子ども自らの手でいじめをなくしていこうとすることを教育委員会事務局として重視したからである。

本日の教育委員会会議にて、この各学校の方針について了承いただけたなら、７月２４・２５日の２日間のあいだに、各学校のホームページで、それぞれの学校の「学校いじめ防止基本方針」の公表をする予定である、と概要を説明

貞廣委員

１点目に、基本方針内の９つの記入項目の内実について、県の教育委員会が、学校のいじめ防止方針策定のための３７項目のチェックリストを出しているが、それを全て網羅しているのか伺いたい。２点目に、点検してきた中で分かった課題や教育委員会としてサポートできること等、明らかになったことについて伺いたい、と質問



小宮指導課長

1点目について、9つの項目ごとに重点を絞り、入念にチェックを行った。今回作成した方針は、まだスタートしたばかりのものである。各学校の基本方針は、毎年見直していくと定められているので、今後は各学校の対策組織の中で、基本方針の更なる充実を委ねていきたいと考えている。

2点目について、学校いじめ防止基本方針を作成していく過程で最も良かったと実感していることは、各学校が教職員に対して何度もこの方針を示し、共通理解を図ったことにより、教職員のいじめ防止の意識が高まった、と回答

貞廣委員

いじめ防止の基本方針を作成する過程が、いじめ防止の第一歩になると思うので、より充実させるという方針で、今後も継続してほしい。また、基本方針に盛り込むべき事項が、先に挙げられた9項目が細分化された37項目あると思うが、いじめの防止対策としては、選択と集中よりも、網羅的にすべてに目配りをするのが重要なので、全ての学校で、全ての項目を網羅できるよう今後も取り組んでほしい。

習志野市としては、いじめ防止推進条例やいじめ防止の基本方針を作ることは検討していないのか、と質問

小宮指導課長

昨年6月に国のいじめ防止対策推進法が公布された。県の動きも見て、県の基本方針が定まった後に、市としても検討していきたい。ただし、市としての基本方針に最も求められるのは、重大事案や緊急事案が発生した時に、市としてはどのように動くのか、という点であり、市としての組織や機能が重要視されることが予想される。それらを仕上げるのには、時間がかかるものと考えている、と回答

貞廣委員

毎年、学校としての方針を練り上げる上でも、準拠する基準となると思うので、習志野市独自の基本方針をぜひ作ってほしい。また小中学校だけでなく、市立高等学校への対応も、そのような方針でしっかり進めてほしい、と発言

梓澤委員

いじめ防止を徹底するために、市内の学校間でいじめに関する情報を共有する連絡会のような組織が必要であると考えているが、情報共有をするような機会や場を設置する予定はあるか、と質問

小宮指導課長

いじめに特化した、市全体で情報共有をするような組織は現在ないが、その代わりに役割を果たすものとして、校園長会議や生徒指導主任会議など学校間の情報交換の場はある。いじめに関しては毎月必ず議題として挙げ、情報交換をしている。学校ごとの対策組織や基本方針も作成されてきたことで、横のつながりが次の課題となっているという認識はしているので、検討を重ねていきたい、と回答

辻学校教育部長

指導課長が答弁した内容に加え、本市では学期ごとに市で統一したいじめアンケートを実施しており、そのアンケートを指導課で取りまとめるだけでなく、生徒指導主任会議でも議論しているので、今後もそのような機会を継続していきたいと考えている。併せて、教育委員会事務局の中でも、危機管理という観点から、このような組織は重要であると認識しており、いじめに特化した組織を立ち上げたいという方向で、現在、対策を練っている段階である、と回答

梓澤委員

各学校にいじめ対策委員会が立ち上がったこともあり、いじめ対策に特化した、学校間で情報を共有するための連絡協議会のような組織の設置をやはり希望する、と発言

原田委員長

学校ごとに学校外の構成員の人数にバラツキがあるが、教育委員会から具体的な人数について指導はしていないのか、と質問

小宮指導課長

地域ごとに、こういった組織への人の集まり方にバラツキがあるため、特に人数の定めではしていない、と回答

原田委員長

学校の目と学校外の目とでは、やはり違う視点があるので、その点については心に留めておいていただきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

### 報告事項（３）新習志野公民館指定管理者の募集について

（社会教育課）

上野社会教育課長

習志野市議会第２回定例会において、新習志野公民館への指定管理者制度導入案についての条例の改正案が可決されたことを受け、７月１５日より、新習志野公民館指定管理者募集要項と仕様書の配布を開始した。指定管理期間は３年間であり、サービスの向上という面では、開館日や開館時間が既存の公民館より拡大されている。また、仕様書において、現状の１．１倍の数の講座を開講すること、社会教育主事を必置とすることとした。指定管理者の候補者について、公民館は地域の学校であるという位置づけの中では、不転任という姿勢で取り組んでいかなければならない。申請者の資格としては、持続可能性をより確実なものにするために、法人格を有する団体であることとした。ただし、所在地については限定していないため、全国から応募可能である。１２月に指定管理者の指定について、議決をいただく予定で、現在のスケジュールを進めている。９月下旬に応募者面接の予定であり、現時点ですでに１０社を超える業者が募集要項を取りに来た、と概要を説明

梓澤委員

1点目に、以前は、公民館の指定管理を行っている業者は多くはないと伺ったが、多数の業者が募集要項を取りに来た背景は何であると考えているか伺いたい。2点目に、指定管理者制度を導入する、最も大きなメリットは何であるか伺いたい、と質問

上野社会教育課長

1点目について、募集要項を取りに来る業者の多くは、公民館等で市民向けの講座を開いている業者である。募集要項を配布する際に、法人格の有無や社会教育主事の必置など必須条件を確認しているため、社会教育主事の活用を求めている業者が多く来ていると考えられる。また、民間業者の事業拡大に公民館が選ばれているのではないかと考えられる。

2点目に、サービスの向上が、指定管理者制度を導入する最も大きなメリットである。民間の活力を以て、更なる社会教育の充実を図っていききたい。民間のアイデアを頂き、かつ開講講座数の増加や社会教育主事という専門職の配置の2点を必須条件とすることで、民間業者に指定管理者として入っていただく効果は十分に上げられると予想している、と回答

梓澤委員

習志野市にとって最も有益な業者の選定をしてほしい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

#### 報告事項（4）大久保地区公共施設再生について

（社会教育課）

吉川学校教育部・生涯学習部参事

習志野市大久保地区公共施設再生基本構想（素案）は、庁内の連絡協議会を設置し、また専門のコンサルタントに委託した部分も含め、まとめたものである。大久保地区再生事業は、公共施設再生計画のモデル事業として位置付けられている。この素案は習志野市としての基本的な考え方をまとめたものであり、この内容がそのまま施設になるというものではない。施設利用者や周辺住民等の関係者と検討していくための叩き台という位置付けである。

大久保地区公共施設再生事業は、老朽化した大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館を更新・再生し、中央公園と一体的に整備、運営することで、周辺のまちづくりと連携した地域の価値を高めるエリアづくりを目的としている。本構想は、屋敷公民館、生涯学習地区センターゆうゆう館、藤崎図書館、あづまこども会館の機能を、大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館に集約するにあたり、前施設の施設機能を引き継ぐことが可能であるかの検討を行うことに主眼を置いて策定された。今後、市民の皆さんとコミュニケーションを進める中で、施設を新しくするだけでなく、時代の変化に伴う市民ニーズに合わせた新たな機能についても必要であるとなった場合は、計画内容を柔軟に変更していく。

大久保地区公共施設再生に向けた基本方針としては、第一に、市民の活動を誘発し、人が交流する施設とすることであり、複数の施設を集約、複合化し、導入施設間の連携が図

りやすく、多様な市民活動を誘発できる施設とする。第二に、市の中心館として施設の機能向上を図ることであり、大久保公民館は全市的な生涯学習の拠点とし、市民会館は発表の場として市民が使いやすい施設とし、大久保図書館は市の中央図書館として35万冊の蔵書数をめし、勤労会館は市民のスポーツ・健康づくりの拠点、子どもの遊びの拠点となる施設とする。第三に、周辺のまちづくりに寄与する施設とすることであり、再整備される7施設を中央公園と一体的に運営し、施設の集客力を活かして周辺のまちづくり、コミュニティ活動、経済活動等にプラスの効果を波及する施設をめし、併せて、災害時の機能充実を図る。第四に、限られた財源の中で行うため、民間の活力を活用した、PFIやPPPにより、財政負担の少ない、施設整備手法の導入を図る。

機能集約及び機能導入の考え方としては、第一に、現施設の利用実態を踏まえた効率的な機能集約であり、具体的な現在の施設の諸室単位の稼働状況を踏まえた諸室数及び諸室規模を設定する。第二に、中心館としての機能向上を図る諸室配置・スペースの確保である。第三に、大久保公民館と大久保図書館の機能連携であり、一体的な施設運営を図り、市民活動・交流を誘発できる諸室配置を検討する。第四に、民間収益施設、民間サービスの導入が可能なスペースの確保であり、生涯学習機能と連携する民間施設の導入や、利用者の休憩・くつろぎの場となる施設導入のためのスペースの確保を検討する。第五に、中央公園と一体となった防災機能の強化であり、災害時に調理室を炊き出し場にも活用するなど、日常利用する諸室や設備が災害時も活用できるような機能配置を行う。

生涯学習系施設集約後の諸室面積の合計を試算した結果、合計諸室面積は1,041㎡、現在の各離接の諸室面積の約68%となった。この面積で現在の同等の機能が充足されると試算されているが、これを叩き台として、施設利用者や周辺住民と検討していきたい。

民間施設が入れるスペースの確保について、民間事業者にヒアリングを行ったところ、民間事業者のこの事業への関心はかなり高いものであった。

施設整備手法として、リノベーション案と新築案の2つの手法について、比較検討した。①施設計画・設計の自由度、②中央公園との関係（法令及び土地利用）、③工事中の施設稼働の継続、④財政負担、⑤工事における環境への影響、⑥施設整備に対する民活導入（設計施工の性能発注）のしやすさ、の6つの視点から検討したところ、リノベーション案の方がメリットが大きいという結果となった。概算事業としても、リノベーション案では約28億円、新築案では約36億円となり、リノベーション案の方が財政的にもメリットが大きいという結果となった。

今後、施設利用者や周辺住民等の関係者と合意形成に向けた作業を進め、平成31年度末までに施設が完成するよう取り組んでいきたい。なお、国土交通省の官民連携先導事業への補助金に本計画立案をもって補助金申請を行ったところ、約1,100万円の補助金がついたので、この事業費も使いつつ、より良い基本計画・設計に上げていきたい、と概要を説明

梓澤委員

この大久保地区公共施設再生計画について、多くの市民の理解を得られるような、目玉として挙げられるようなものはあるか、と質問

上野社会教育課長

対象となっている施設のほとんどは生涯学習施設である。中でも図書館の充実が目玉になると考えている。施設の多機能化・複合化により、室数を増やすことなく蔵書を増

加させることが可能となり、1か所で調べ学習のできる図書館になる、と回答  
梓澤委員

市民の支持が多く得られるような方向で進めてほしい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（4）は了承された。

#### 報告事項（5）平成26年度全国高等学校総合体育大会の概要について

（生涯スポーツ課）

佐久間学校教育部主幹

8月1日より、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の4都県で、千葉県が8競技、東京都が7競技、神奈川県が8競技、山梨県が8競技の合計31競技が行われる。習志野市では、千葉県国際総合水泳場で競泳・飛込が開催される。大会開催期間は8月1日から8月20日までであり、水泳競技はそのうち17日から20日までの期間で開催される。

大会愛称、シンボルマーク、スローガンは南関東4都県の中学生・高校生を対象に公募を行い、大会愛称には『煌めく青春 南関東総体 2014』、スローガンには『君の汗 輝く一滴 勝利の雫』が選ばれた。水泳競技大会ポスターは、習志野市在住・在学の中学生・高校生を対象に公募を行い、最優秀作品は市内の公共施設など様々な所に掲示し、PRを行っている。優秀2作品をモチーフに「歓迎のぼり旗」を作成し、大会期間中、会場周辺に設置する予定である。

競技役員は千葉県高等学校体育連盟水泳専門部他151名、運営役員は市応援職員・市スポーツ推進委員127名、協議・運営補助員は県内高校生152名であり、参加選手等見込みは競泳2千200名、飛込150名、一般観覧者等見込みは4日間で4千名であり、大会期間中の来場者は選手等含め、約4万5千名と見込んでいる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（5）は了承された。

#### 報告事項（6）習志野市通学区域審議会の答申について

（東習志野2丁目18番の通学区域について）

（学校教育課）

小熊学校教育部副参事

本答申は、平成26年6月25日付教学第302号にて諮問した、東習志野2丁目18番の通学区域についての答申である。

東習志野2丁目18番の通学区域の一部であるユトリシアの、すでに入居が開始されている壺、式、参、四番街については、実花小学校を選択できる弾力化通学区域とすること、今後入居予定の五番街を実花小学校区に変更すること、の2点は、概ね妥当であると認められた。しかしながら、弾力的通学区域を含めたユトリシア全体から実花小学校への通学を考えた場合、その安全確保が課題であるとのご意見・ご指摘をいただいた。

このことを受け、教育委員会事務局では現地調査を行うとともに、市の都市整備部、習志野警察署と協議を重ね、複数の通学路案の中から、通称「マラソロード」とあたご橋を経由する経路を通学路に指定した。この場合、あたご橋の手すりの高さが平成16年に

改正された防護柵の設置基準から見ると、やや低い状況であり、より安全を確保する観点から、手すりの改修を行うことを関係機関と協議しているところである。

また、通学区域の変更については、市全体の開発計画や児童・生徒の推計を考慮しながら、計画的に取り組むようにとのご意見も頂いた。教育委員会事務局としても、この通学区域審議会を柱に、適正な学校規模の維持に取り組んでいきたい、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（６）は了承された。

＜議案第３８号及び第３９号並びに報告事項（７）及び（８）は非公開  
ただし、議案第３８号については、平成２６年９月１日をもって市長から議会へ  
提案されたため、会議録を公開とする＞

### 議案第３８号 平成２６年度教育費予算案（９月補正）について （教育総務課）

小野寺教育総務課長

香澄小学校の消防用自家発電設備の更新工事及び第七中学校の特別支援教室の改修工事を実施するための経費として、平成２６年度９月補正予算について、市長に申し入れを行うものである。

歳出概要及び事業費について、「小学校施設改善整備事業」は、申入れ額２千２２万円であり、これは、香澄小学校の消防用自家発電設備について、保守点検の結果、基盤に不良があることが判明したことから、更新工事を行うものである。なお、設計に４ヶ月、工事には自家発電設備の生産を含め、７ヶ月要するため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定し、対応する。

「中学校特別支援教室等整備事業」は、申入れ額１８０万円で、これは、第七中学校に開設されている、自閉症・情緒障がいのある生徒への教育を充実させるための学級について、現在、生徒数が４名で１学級のところ、平成２７年度には生徒数が８名を超える見込みとなっており、２学級必要となることから、教室の改修工事を行うものである。

自閉症・情緒障がいのある生徒への教育を充実させるための学級の設置状況については、東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、実花小学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校に既に設置されており、平成２６年度より特別な支援を必要とする児童・生徒への教育を一層充実させるために、新たに第七中学校に開設された。今後も、障がいのある子どもたち一人ひとりに配慮した特別支援教育の推進は非常に大切なものである。学区における子どもの数を見極めながら、特別支援学級の充実にしっかりと対応していきたい、と概要を説明

梓澤委員

児童数が増加すれば特別支援学級の教室も多く必要になってくると思うが、特別支援学級教室の整備について、補正予算ではなく、定期的に年度当初の予算に組み込むことはできないのか、と質問

小野寺教育総務課長

特別支援学級の開設、学級増への対応は、本来、当初予算で計上すべきことである。今

回は急遽、児童数が増加し、学級数を増やす必要が生じると想定されたため、特別支援学級の教室が新たに必要となる平成27年4月に教室の整備等が間に合うよう補正予算として計上した。平成28年度に児童・生徒数が増加し、学級を増設する必要があると想定された場合については、平成27年度の当初予算として計上していく予定である、と回答

梓澤委員

第七中学校については承知した。今後については、当初予算として計上してほしい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第39号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について** (学校教育課)

小熊学校教育部副参事

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第39号は原案どおり可決された。

**報告事項(7) 臨時代理の報告について**  
(習志野市立小学校の教頭の人事異動について) (学校教育課)

田久保学校教育部次長

習志野市立小学校の教頭の人事異動について臨時代理した、と概要を説明

報告事項(7)は了承された。

**報告事項(8) 臨時代理の報告について**  
(習志野市教育委員会5級の管理主事の任免について) (学校教育課)

田久保学校教育部次長

習志野市教育委員会5級の管理主事の任免について臨時代理した、と概要を説明

報告事項(7)は了承された。

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言